

平成 2 4 年度 第 2 回
千葉市自転車等駐車対策協議会

平成 2 5 年 2 月 8 日（木）

千葉市建設局土木部自転車対策課

平成 24 年度第 2 回千葉市自転車等駐車対策協議会

日 時 平成 25 年 2 月 8 日（金）
午後 1 時 3 0 分より
場 所 千葉市役所議会棟
第 2 説明員控室（3 階）

次 第

1 開 会

2 委員委嘱

3 土木部長挨拶

4 議 題

（１）自転車駐車場の指定（蘇我駅）について

（２）報告事項

- ①自転車駐車場の変更
- ②条例及び施行規則の改正
- ③自転車走行環境の整備

5 閉 会

午後 1 時 3 0 分 開会

事務局	ただ今から「平成 24 年度第 2 回千葉市自転車等駐車対策協議会」を開会させていただきます。 本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 会議に入る前に、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第 18 条第 6 号により、委員の過半数が出席しておりますので、本協議会は成立しておりますことを報告いたします。 また、東日本旅客鉄道株式会社・総務部企画室長様と京成電鉄株式会社鉄道本部計画管理部計画担当課長様においては、それぞれ平成 24 年 10 月 1 日、平成 24 年 7 月 1 日付異動がありましたので、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」第 19 条第 3 項の規定に基づきまして、報告させていただきます。 新委員は、東日本旅客鉄道株式会社・総務部企画室長 三澤恒二郎委員と、京成電鉄株式会社 鉄道本部計画管理部計画担当課長 堀泰典委員です。任期は前任者の残任期間とし、平成 26 年 6 月 6 日まででございます。 それでは「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」第 19 条第 3 項の規定に基づきまして市長より本協議会委員を委嘱させていただきます。 「委嘱状」は永名土木部長より交付いたします。 なお、前任者の解嘱状も同時にお渡しさせていただきます。 〔委嘱状及び解嘱状交付〕 会議の開催に先立ちまして、土木部長の永名より、ご挨拶申しあげます。
土木部長	（部長挨拶）
事務局	なお、千葉商工会議所 安田純代委員については、本日、所用のため欠席です。 ここで、土木部長の永名は議会对応の為退席させていただきます。 〔土木部長退席〕 続きまして、事務局職員を紹介いたします。 （事務局職員紹介） それでは、会議をはじめさせていただきます。まず、本日の会議は公開といたします。傍聴される方は、お配りした傍聴要領をお守りいただき、会議の進行にご協力をお願いいたします。 議事に入る前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

	・ 本日の会議次第 ・ 委員名簿 ・ 席次表 ・ A4 判の「平成 24 年度第 2 回千葉県自転車等駐車対策協議会の次第」 ・ その他の資料 以上でございます。よろしいでしょうか。 議事に移らせていただきますが、施行規則第 18 条第 5 項により、議長は会長が務めることとなっております。 それでは、榛澤会長、よろしくお願いいたします。
榛澤会長	それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。 議事に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。 千葉県バス協会の花崎委員と、千葉市町内自治会連絡協議会の鳥越委員にお願いいたします。 それでは、議題(1)「自転車駐車場の指定（蘇我駅）」に移ります。 この内容について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議題(1)について、資料により説明。 (条例改正概要・改正内容・スケジュール・今後の課題等)
榛澤会長	ありがとうございました。 それでは、何かご質問などございますか。 ご発言の際は、挙手をお願いします。 ございませんでしたら、議題(1)「自転車駐車場の指定（蘇我駅）」につきましてご承認いただけるということでよろしいでしょうか。 〔異議なしの声〕 ありがとうございました。 次に議題 2「報告事項」について事務局より説明をお願いします。 なお、質疑応答は後ほど、まとめてお聴きいたします。
事務局	議題(2) 既設自転車駐車場の変更事項について、資料により説明。 (議題(2) 既設自転車駐車場の変更事項の説明後、質疑応答に切り替え)
榛澤会長	長くなるようなので、一度質疑応答に移りたいと思います。 それでは、私から質問をさせていただきます。 西千葉駅第 3 自転車駐車場の利用は、1 日 1 回百円の一時的利用専用ということで

	よろしいでしょうか？
事務局	はい。一時利用専用となります。今後、電磁式ラック整備を予定しております。
榛澤会長	次に、鎌取第6と第7自転車駐車場の電磁式ラックを除去して、一般の自転車駐車場と同じにすることですが、これは、定期利用者は該当する自転車駐車場の空いているラックには自由に駐車できるということによろしいでしょうか。
事務局	はい。ラック除去までは、その自転車駐車場の定期利用者であれば、自転車駐車場の空いているラックに駐車可能です。なお、今後電磁式ラックを除去して平場の自転車駐車場に整備する予定です。 これにより、今まで該当する整理番号に対応した電磁式ラックにしか駐車できなかった状況がなくなり、契約者が自由に自転車を駐車できることで、今までよりも効率よく自転車駐車が可能となります。
榛澤会長	そして、鎌取駅第6自転車駐車場がなくなり、第8自転車駐車場と一緒になるということによろしいでしょうか。
事務局	はい、そのとおりです。
榛澤会長	最後に、東千葉第3自転車駐車場と京成千葉寺駅第5自転車駐車場は、料金のみでの改正ということによろしいでしょうか。
事務局	はい、そのとおりです。
榛澤会長	それでは、他にご質問などございますか。
委員	西千葉駅第3自転車駐車場のことですが、一番駅に近い場所が定期利用でなくなることについて、今までの西千葉駅第3自転車駐車場利用者から問い合わせ等はあったのでしょうか。
事務局	いいえ、特にお問い合わせはございません。
委員	分かりました。
榛澤会長	他にご質問はありますか。

	では、議題(2)「報告事項」の内、ここまでご承認いただけるということでしょうか。 [異議なしの声] ありがとうございました。 議題2「報告事項」につきまして事務局の説明を再開してください。
事務局	議題(2) 条例および施行規則改正について、資料により説明。 (議題(2) 条例および施行規則改正の説明後、質疑応答に切り替え)
榛澤会長	ありがとうございました。 何かご質問はありますか。
委員	大型店舗における自転車駐車場附置義務化の、新築・増設に該当する時期を教えてください。
事務局	建築確認申請を見て、作り始める時期を見て附置義務の対象か否か判断いたします。なお、経過措置として本条例等の改正が施行される平成25年4月1日より、半年後である平成25年10月1日までに建築の申請が出ている建築物には適用いたしません。
委員	分かりました。
榛澤会長	私から質問いたします。改正後の条例第8条第2項の附置義務の対象となる店舗とは、具体的にどこを示すのでしょうか。
事務局	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業施設地域及び商業地域内に該当し、かつ本条例第9条第1項に規定する自転車等放置禁止区域に隣接する敷地内に新築、又は増設する大型店舗等を示します。 なお、自転車等放置禁止区域外の大型店舗等には、本条例第8条第1項にある努力義務を求めています。
榛澤会長	分かりました。 他にご質問はありますか。 なければ、公募委員の設置についての意見として、公募委員を加えるスケジュール案をいただきましたが、公募時期を平成25年11月に行う前に、再度事務局から説明があるということでしょうか。

事務局	はい、次回ご提案させていただきまして、審議に諮っていただけたらと思います。
榛澤会長	では、議題(2)「報告事項」の内、ここまで、ご承認いただけるということでしょうか。 [異議なしの声] ありがとうございました。 議題2「報告事項」につきまして事務局の説明を再開してください。
事務局	議題(2) 自転車走行環境について、資料により説明。
榛澤会長	ありがとうございました。 走りやすい千葉市自転車走りやすさマップを作成し、走行環境のガイドラインの説明があり、最後に自転車レーンの説明がありました。 自転車レーンは（美浜区）幸町にあるレーンのことですか。
事務局	はい、そのレーンを指します。
榛澤会長	それでは、市役所に隣接する道路にあるレーンは自転車レーンですか。
事務局	いいえ、市役所に隣接の道路には走行位置を明示しているだけで、規制はありません。路肩の着色になります。
榛澤会長	小林委員、何か意見はありますか。
小林委員	千葉市は、県警の交通部や、所管と打ち合わせを綿密にしており、自転車走行環境が少しでも進むことで交通事故対策にとって好ましいと思います。
榛澤会長	以上ですが、何かご質問はありますか。
委員	資料にあります小中学生への自転車免許証の交付ですが、これは何かの安全教室に参加をすればいただけるものなののでしょうか。
榛澤会長	県警さんの所管ですので、小林委員よりご説明願います。
小林委員	これについては、夏休みなどに小中学生に対して行う安全教室の一環として発行

	しています。
榛澤会長	ありがとうございます。他にご質問はありますか。
委員	自転車利用のルールの徹底についてですが、私どもの近くの道路では自転車が通行できる歩道か区別がはっきりしない。自転車が通行できる歩道を示す標識が高い位置に設置されており、歩行者や自転車走行車が確認しづらい。また、自転車が本来通行ができないはずの歩道を走行した結果、歩行者が事故に遭うという場面も増えている。こういうルールの徹底をしてほしいと意見申し上げます。
榛澤会長	他にご質問はありますか。 ないようなので、先ほどの歩道での自転車通行方法について、自転車専用レーンを設ける道路には、今まであった自転車横断帯は、なくなるのでしょうか。
事務局	はい、整備を行う道路では、自転車横断帯を消します。また、専用レーンがない道路でも、車道に自転車を下ろせる道路であれば、横断帯を消していくと警察から聞いています。
榛澤会長	ありがとうございます。他にご質問はありますか。
委員	ガイドラインの位置づけと、これからの活用方針を教えてください。
事務局	ガイドラインには、自転車利用を促進する目的がございます。これを用いて、各自治体が自転車が安全で快適に通行できる空間を作るための道しるべを示すために、国（国土交通省）と警察が協力して作成したものです。 千葉県もこれを参考に自転車走行環境整備計画というものを策定する予定であり、これにより、自転車専用レーンであったり、車道が混在する道路に注意喚起のマークを促すことを考えております。
榛澤会長	副議長から質問があったのですが、資料にあるパブリックコメントの説明をいただいていたので、事務局よりアウトラインの説明をお願いします。
事務局	パブリックコメントは、平成24年8月に募集を行い、放置自転車、特に商店街から附置義務への意見をいただいています。これについては、附置義務に猶予期間があることや長い目で見て町中の放置自転車を減らしたいと回答いたしました。

榛澤会長	ありがとうございます。他にご質問はありますか。 ございませんでしたら、議題２「報告事項」につきましてご承認いただけるということでよろしいでしょうか。 〔異議なしの声〕 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 様々な分野から活発なご意見をいただき、ありがとうございました。 事務局には、本日の成果を今後の事業に反映し、条例の目的である「市民の生活環境の保全と都市機能の維持」を図ることを達成していただきたいと願っております。 本日、ご出席いただきました委員の皆様には、長時間にわたり熱心なご意見をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございました。
事務局	これをもちまして、「平成２４年度第２回千葉市自転車等駐車対策協議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。 午後２時３０分 閉会

上記、会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

議事録署名人

会長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)